



平成19年5月22日

総務大臣
菅 義 偉 閣下
ご侍史

141-0031

東京都品川区西五反田 7-13-6 SDI 五反田ビル7F

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長 唐 澤 俊 二

「ケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の区域外再送信同意に係る大臣裁定申請に関する論点についての見解」のご提出について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はケーブルテレビ事業の振興に格別のご指導とご高配を賜りまして、衷心より御礼を申し上げます。

さて、国策として進められております地上デジタルテレビ放送に関しまして、ケーブルテレビ事業者はその使命を果すべく最大限の努力をいたしております。

これの一貫として、地域の住民視聴者の強い要望をかなえるために、それぞれの地域の地上デジタルテレビ放送の区域外再送信につきまして放送事業者各位に同意を頂くべく、話し合いを重ねているところです。

しかしながら大分県では 100 回を越す協議を重ねても進展が見られないところから、去る 3 月 23 日、同県のケーブルテレビ 4 社が福岡県内 4 局の区域外再送信につき、有線テレビジョン放送法の規定に基づき総務大臣裁定を仰ぐべく申請をいたしました。

つきましては、当該大臣裁定申請に係る主要な論点についてのケーブルテレビ事業者の見解を別紙にて提出いたしたく存じます。

何卒ご賢察賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【別紙】 ケーブルテレビ事業者による

地上デジタルテレビ放送の区域外再送信同意に係る

大臣裁定申請に関する論点についての見解

平成19年5月22日

社団法人日本ケーブルテレビ連盟
理事長 唐澤俊二郎

<主旨>

◇大分県のケーブルテレビ事業者4社は、去る3月23日、九州総合通信局を経由し、福岡県内民間放送事業者4局の地上デジタルテレビ放送の再送信同意に関して、総務大臣裁定の申請をいたしました。

◇社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下、「弊連盟」という）では、今回、大臣裁定を申請した4社を含むケーブルテレビ事業者会員の総意として、本件に係る基本的な論点に関して以下に見解を申し述べておきたいと考えます。

記

1. ケーブルテレビによる地上アナログテレビ放送の再送信の経緯と意義について・・・意義の肯定的評価を求める

ケーブルテレビは半世紀余り前の発祥以来、地上テレビ放送の再送信を基本的、不可欠のサービスとして行ってきました。難視聴環境の解決（区域内再送信）あるいはチャンネル格差の是正（区域外再送信）を求める地域の住民視聴者の要請に応えるためであります。ケーブルテレビは地上アナログテレビ放送の区域内外の再送信により第一義的な存在意義、社会的使命を与えられているものと考えております。

地上テレビ放送は国の放送普及基本計画に沿って置局が進められてきましたが、都市

型難視聴の発生や地域活動圏（社会、経済、生活、文化、教育、災害対策等）の広域化等新たな環境変化により、地域の住民視聴者からの区域内外再送信に係る要望はむしろ高まってきているものと考えられます。

“放送事業者の同じ系列の区域外再送信は必要ないのではないか”との意見がありますが、同じ系列といいながら区域内、外の放送番組内容には相当の差異があり、視聴者の要望は区域外放送の視聴についても強いものがあります。

また、“災害時の情報伝達等で区域外再送信が阻害要因になるのではないか”という意見もありますが、過去、現在までのアナログ放送の実績からはそのような問題の発生はなく、また視聴者からの苦情もありません。

さらに、衛星波（BS、CS）を導入してのテレビ放送の多チャンネル化が進みましたが、地上テレビ放送の基幹放送としての役割の重要さはより際立つものとなっていると考えられます。

以上のようなケーブルテレビによる区域内外再送信によって、わが国の地上テレビ放送の普及、進展が一段と促進されてきたことはもちろん、地域社会の広域的発展が図られてきたことの意義も評価されるべきものと考えています。

その意味で、これまでケーブルテレビによる再送信を同意されてこられた放送事業者各位およびその指導、監督に当たられた行政当局各位には、深甚の感謝を申し上げたいと思っております。

そして、地上デジタルテレビ放送に関しても、上記のようなケーブルテレビによる再送信の意義を理解されたこれまでと同様の配慮と措置が講じられるよう切望するものです。

2. ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の再送信同意取得のための要望活動の経緯と現状について

・・・停滞から脱却し現実的解決への進展を求める

①放送デジタル化へのケーブルテレビ事業者の対応準備は完了

ケーブルテレビ事業者は地上デジタルテレビ放送の再送信を含むデジタル化への対応のため、日本ケーブルラボを核とした標準化等の技術開発を進め、多大な資金を投入して施設を改良し受け入れ体制を整えてきました。

②行政および放送事業者への要望書提出

地上デジタルテレビ放送が全国規模に拡大する 2006 年 12 月期に向け、弊連盟では長年の区域外再送信に関する検討成果を継承して 2005 年 9 月「区域外再送信特別委員会」を設置して考究を深めました。

この特別委員会での考究の結論は、次のように要約できます。

- ・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再送信は、区域内外を問わず、地域の住民視聴者の便益に資するものであり、このことによりわが国のテレビ放送文化の発展に寄与してきた。
- ・ 地上テレビ放送がアナログ方式からデジタル方式に変わっても、地域の住民視聴者はケーブルテレビによる従来と変わらない区域内外再送信を強く望んでいる。

このようなことから、弊連盟では全国のケーブルテレビ事業者に共通する区域外再送信に絞っての要望事項を特別委員会の立場で取りまとめ、昨 2006 年 4 月総務省政策統括官宛てに、また、5 月放送事業者（日本放送協会および社団法人日本民間放送連盟（以下、「民放連」という）ならびに民間テレビ放送キー 5 局）の代表者宛てに要望書として提出しました。民放連からは同年 7 月に考え方を述べられた文書を頂戴しました。

③ 弊連盟要望と民放連回答の骨子、その食い違い

弊連盟からの上記要望は、“デジタル放送でもアナログ放送と同様に区域外再送信が見たいという地域の住民視聴者の要請が叶えられますよう同意をお願いします”との一点に尽きます。

上記の民放連回答では、大要、“デジタル放送とアナログ放送は異なるのであって、アナログ時代の区域外再送信はデジタル放送を機に見直しをする”との原則論に立って、同意は個々の放送事業者が判断するもの、とされています。

しかしながら、弊連盟およびケーブルテレビ事業者は、地上デジタルテレビ放送は技術方式がアナログからデジタルに変更され技術進化によるサービスの向上が図られているとはいえ、放送の主体や放送の仕組みが変わるものではありませんから、区域外再送信同意についての考え方が変わる根拠にはなりえないと考えています。

なお、上述のように、私どもの要望は“アナログで見られたものはデジタルでも見られるようにしていただきたい”という主旨でありますので、地上デジタルテレビ放送の区域外再送信のサービスエリアはアナログ時代と同様ということの基本としており際限なく広げることは考えておりません。もしも、市町村合併による行政区の拡大等が行わ

れた場合には、各地域の事情を勘案し、市町村等を交えた関係者による協議が必要であると考えております。

④各地域での同意取得のための要望活動の現状

各地域におけるケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の区域外再送信の同意取得のための要望活動は、早くから行われてきましたが、上記の民放連とのやり取り前後から全国的に活発化してきました。

各地域のケーブルテレビ事業者は、まず、区域内放送の同意取得のため、また、平素からの地元での密接、友好的関係の維持、発展を願う立場から、地元の放送事業者に区域外再送信の“了解”を求めることから始めるのが一般的です。しかしながら、まず、地元放送事業者から、“アナログの区域外再送信を止めないと区域内同意はしない”といわれるケースも発生していますし、“デジタル放送の区域外再送信は認めない”との一点張りの主張をされる、同様に発局から“地元放送事業者から同意をもらってきてください”といわれるため、発局の同意取得の要請活動に待ったがかかる、という事例が頻発しています。

⑤同意取得が出来たケースに見る現実的解決への期待

上記③、④のような事情は現状では依然として解消されてはいませんが、民間放送（以下、「民放」という）1局地域の佐賀県では昨2006年末に福岡県域5波の再送信が同意され、徳島県では近畿広域圏の数局の同意が行われています。民放2局地域で進展が見込まれそうとの観測もあります。

弊連盟は、このような地域の住民視聴者の要請を重視され現実的解決に踏み出された放送事業者の英断に敬意を表しますとともに、このような現実的解決が全国に拡大していくことを期待します。

3. 大臣裁定申請について・・・視聴者の利益を保護するための行使

冒頭記述しました大分県4社による総務大臣への大臣裁定申請は、有線テレビジョン放送法（以下、「有テレ法」という）第13条第3項に基づくものであり、100回を超える話し合いによっても協議が整わないことからやむを得ず採られた選択肢であり、視聴者の利益の保護のためにケーブルテレビ事業者が義務として行使したものであります。

民放各位にもいろいろな主張がありましようが、有テレ法第 13 条の大臣裁定制度は放送事業者に与えられた同意権と合い対して、“有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護する”（有テレ法第 1 条）ことを担保するための制度であると考えます。

ケーブルテレビ事業者は話し合いによる解決を望んでおりますが、地上デジタルテレビ放送電波が全国に広がった昨年 12 月以来、デジタル受信機を購入した（あるいは購入しようとしている）地域の住民視聴者から区域外デジタル放送が見られないことへの苦情が殺到している実状にあり、ケーブルテレビ事業者がこれへの対応に大変な苦心を強いられていますことは、是非ともご理解賜りたいほどの極めて深刻な現実問題であります。

アナログからデジタルに切り替えると地上テレビ放送の区域外再送信が見られなくなるということになれば、地域の住民視聴者のデジタル対応が遅れ、ひいては国民の利益を損ない、国益に反することとなるような、取り返しがつかない事態になりかねないことを弊連盟ならびにケーブルテレビ事業者は心配しております。

4. アナログの区域外再送信同意書なしについて

・・・同意なし状況が生まれた経緯に立ち返って改善を求む

地上アナログテレビ放送の区域外再送信について、有テレ法第 13 条第 2 項は発局の同意による再送信を義務付けていますから、これに反する再送信は正常に復すべきであり、行政当局からの指導はもとより弊連盟では上記特別委員会からの意見として法令遵守を呼びかけています。

しかし、現在同意を得ていないから即違法とされることには、多くのケーブルテレビ事業者は納得できないでいることも実態です。すなわち、

- ・最初は同意されていたがある時期から同意されなくなった
- ・同意されなくなったときに納得できる理由が示されないか、理由もなく同意を拒まれた

等々、一概に違法と決め付けられることは納得しがたいとの思いがあります。しかし、同意されない場合や同意を取り消されたり、延長されない場合には、その都度、大臣裁定を仰いで解決すべきであったと反省しております。

以上